

平成26年8月25日制定
平成27年2月27日改正
平成27年10月1日改正
平成29年11月30日改正
令和2年9月25日改正
令和7年12月17日最終改正

東京都職員共済組合

日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明

東京都職員共済組合（以下「都共済」という。）はここに日本版スチュワードシップ・コード（令和7年6月26日第三次改訂）の各原則を受け入れる旨を表明する。

なお、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るというスチュワードシップ責任を果たす観点から、日本の上場株式以外の資産にも適用可能な原則について検討した上で、必要な取組を可能な範囲で実施していく。

原則1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、「組合員に対する受託者責任」と「公的年金としての社会的責任」を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づくエンゲージメント、議決権の行使、ESG投資など実効的なスチュワードシップ活動に積極的に取り組む必要がある。
- その際、市場全体に幅広く投資を行っているという特徴から、長期的に必要な利回りを確保するには、市場全体の持続的・安定的成長を促す必要がある
- また、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、スチュワードシップ活動についても、個別企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関がこれを行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えている。
- このような考え方のもと、都共済は、「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、運用受託機関との契約にあたって、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう、明示している。さらに、都共済のスチュワードシップ

活動の基本的な考え方や取組を整理し、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」として明示している。

- サステナビリティに関する課題をどのように考慮するかという観点については、運用受託機関に対し、運用戦略に応じて検討を行った上で方針を明確に示すことを求めていく。
- 都共済は、運用受託機関のスチュワードシップ活動が、上記都共済の方針に沿ったものであるか確認するため、スチュワードシップ活動の取組の「質」に重点をおいたモニタリングを実施していく。

原則 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、議決権行使等を直接行わず、運用受託機関を通じて行うこととしている。
- 都共済は、運用受託機関の議決権行使における利益相反の発生回避に関する方針を「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」に定めて公表している。
- 都共済は、報告やヒアリングを通じて、運用受託機関において適切なガバナンス体制が構築されているかとともに、利益相反の発生が的確に回避されているかどうかをモニタリングしている。

原則 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 都共済は、運用受託機関を通じて個別企業の株式に投資する形態をとっており、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確に把握することを求め、その状況について、定期的にモニタリングを行っている。

原則 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 都共済は、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメントが実効的かどうかをモニタリングすることを通じて、運用受託機関によるエンゲージメントの実施状況を把握している。
- 都共済は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく。運用受託機関が投資先企業にエンゲージメントを行う際は、他の機関投資家と協働して対話をを行うこと（協働エンゲージ

メント）も、重要な選択肢である。

- また、実効的なエンゲージメントに向けて、都共済は、引き続き毎年度末時点における株式保有状況を公表し、投資先企業が自社の株式の状況を把握できるようにするとともに、運用受託機関に対して、投資先企業からの求めに応じて株式保有状況を説明すること、投資先企業からの求めがあった場合の対応方針についてあらかじめ公表することを求めていく。
- なお、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントに当たっては、運用戦略と整合的で、これらの目的に結び付くものとなるよう意識することを求めていく。

原則 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 都共済は、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長のために、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」を策定し、議決権行使に関する方針を示した上で、個別の議案への対応については運用受託機関が議決権行使を行うこととしている。
- 個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使の結果については、運用受託機関に公表するように求め、公表をしない運用受託機関に対しては、その理由の説明を求めることとしている。
- また、議決権の行使結果を公表する際には、投資先企業とのエンゲージメントに資する観点から重要と判断される議案については、賛否を問わず、その理由の公表を求めていく。
- 運用受託機関が議決権行使助言会社のサービスを利用する場合には助言策定プロセスを踏まえて利用するよう求めるとともに、議決権行使の結果の公表に合わせて、議決権行使助言会社の名称及び当該サービスの具体的な活用方法についても公表するよう求めていく。
- 都共済は、運用受託機関による議決権行使について、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」又は「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」に沿った行使がされているかどうかモニタリングすることを通じて、運用受託機関の実施状況を把握している。また、把握した議決権行使の結果については、議案の主な種類ごとに整理・集計して公表している。

原則 6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- 都共済は、スチュワードシップ活動について、運用実績等に係る年次報告書（運用報告書）や組合員向けの広報誌での報告に加え、スチュワードシップ活動に特化した年次

報告書を公表し、これらをホームページにおいて隨時閲覧できるようにしている。

- 「東京都職員共済組合コーポレートガバナンス原則」や「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」、「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」についてもホームページで隨時参照することが可能となっている。

原則 7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 都共済は、本コードの各原則の実施状況を定期的にレビューし、将来のスチュワードシップ活動がより適切になるように努めていく。
- このため、都共済は、スチュワードシップ活動のためのノウハウの蓄積や人材育成に取り組む。また、運用受託機関に対しても、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるとともに、スチュワードシップ活動の実効性の向上に向けて工夫と改善を図ることを求めていく。

原則 8. 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

- 都共済がスチュワードシップ活動に係る機関投資家向けサービス提供者を採用する際は、スチュワードシップ・コードへの対応状況を確認していく。